

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

大東市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者制度が
5年毎の更新制に変わりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行されています。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度での指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります（下表参照）。

※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日

初回の更新については、各年度に対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵送にて通知いたします。なお、届出されている住所に変更があると不着となるので連絡をお願いいたします。

●指定更新の要件は新規申請と同じ3項目

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具を有すること
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

1	大東市指定給水工事事業者指定申請書	5	選任する給水装置工事主任技術者の確認書類 (免状又は技術者証の写し)
2	機械器具調書	6	<法人の場合> 定款の写し及び登記事項証明書
3	誓約書		
4	指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項	7	<個人の場合> 住民票の写し 現在の指定証

◎指定更新申請時に併せて4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講修了書等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・配管技能の資格等

◆更新に係る事務手数料（大東市水道事業給水条例第31条）5,500円

【更新申請についてのお問い合わせ先：大東市上下水道局総務課 TEL072-871-1191】